

オープンカウンター方式による見積合わせの実施について

令和 8 年 8 月 2 7 日

支出負担行為担当官

近畿中部防衛局長 五味 賢至

- 1 調達番号
近防第 R 8 - 2 0 号
- 2 見積合わせ実施日
令和 8 年 9 月 1 0 日
- 3 件名
近畿中部防衛局尼崎宿舎建築物点検業務
- 4 調達内容
品名等：別添仕様書のとおり
- 5 履行期限
令和 9 年 2 月 2 6 日まで
- 6 参加資格
 - (1) 見積書の提出者は、以下アからエのいずれかの条件を満たす者でなければならない。

なお、条件を満たす者であっても、本契約の「支出負担行為担当官近畿中部防衛局長」との間で締結した契約において、過去 1 年間に正当な理由なく、契約を履行しなかった者は見積提出者として認めない。

ア 令和 7・8・9 年度防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）の「役務の提供等」において「C 又は D」等級の格付けを受け、「近畿」地域の競争参加資格を有する者であること。

イ 中小企業等経営強化法（平成 1 1 年法律第 1 8 号）第 5 6 条第 1 項に規定する「事業継続力強化計画」又は同法第 5 8 条第 1 項に規定する「連携事業継続力強化計画」の認定を受けた中小企業者（官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和 4 1 年法律第 9 7 号）第 2 条第 1 項に規定する中小企業者をいう。以下同じ。）

ウ ア又はイに該当しない中小企業者であって、同一の相手方（公的機関、民間企業のいずれかを問わない）に対し、直近 1 年間で 1 か月以上にわたり、常時継続的に物品を納入し、又は役務等を提供している実績が確認できる事業者。

エ 見積の提出日までの 1 年間に於いて、本契約の「支出負担行為担当官近畿中部防衛局長」との間で契約を締結した実績がある事業者（防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）において、A 又は B 等級に格付けされている者を除く。）
 - (2) その他については「近畿中部防衛局オープンカウンター方式実施要領」を参照すること。

7 見積書提出期限

「第6－(1)各号に掲げる参加資格が確認できる資料」の写しを添付し、令和8年9月10日(木)午後3時までに、持参、郵送若しくは託送又は電子メールにより提出(必着)すること。

8 見積書提出先

〒540-0008

大阪府大阪府中央区大手前4丁目1番67号 大阪合同庁舎第2号館

近畿中部防衛局総務部会計課

電話番号：06-6945-4971 FAX 06-6945-7681

メール：kai_uketsuke-kc@ext.kinchu.rdb.mod.go.jp

9 注意事項

- (1) 「近畿中部防衛局オープンカウンター方式実施要領」を熟読のこと。
- (2) 見積書の宛先を「支出負担行為担当官 近畿中部防衛局長」とし、代表者名を記載すること。代表者印の押印を省略する場合は見積書に「担当者名及び電話番号」の記載をすること。また、別紙「暴力団排除に関する誓約事項」を熟読の上、見積書の提出をもって誓約したものとし、見積書には「暴力団排除に関する誓約事項の条項を承認のうえ見積します。」と記載すること。

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記1及び2のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、官側の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの（生年月日を含む。）。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）及び登記簿謄本の写しを提出すること並びにこれらの提出書類から確認できる範囲での個人情報警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて支担当等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

上記事項について、入札書(見積書)の提出をもって誓約いたします。

仕 様 書

- 1 件 名 近畿中部防衛局宿舎建築物点検等業務
- 2 履行場所等 別紙及び別図 1 ～ 6 のとおり
- 3 履行期間 契約締結の翌日から令和 9 年 2 月 2 6 日（金）まで
ただし、消防点検（機器点検）の前期分については
令和 8 年 9 月 3 0 日（水）まで
（実施時間帯）
平日（月曜日から金曜日） 0 9 0 0 ～ 1 7 0 0
なお、実施日については、発注者と協議すること。
- 4 履行内容
 - （1）建築物点検
 - ア 建築基準法第 1 2 条第 2 項に基づく点検（敷地・構造）
 - イ 建築基準法第 1 2 条第 4 項に基づく点検（建築設備）
 - ウ 建築基準法第 1 2 条第 4 項に基づく点検（防火設備）
 - （2）消防点検

消防法第 1 7 条及び昭和 5 0 年消防庁告示第 1 4 号に定められた防火対象物の消防用設備等の点検の基準に基づき機器点検を年 2 回（前期 1 回、後期 1 回）及び総合点検を年 1 回（機器点検の後期に併せて）実施するものとする。
 - （3）点検結果の報告
 - ア 共通事項

業務完了届（2 部）とともに作業日時、作業内容が分かるように明示のうえ点検等の前中後の写真を 2 部提出すること。（書式任意）
 - イ 建築物点検

点検結果報告書（2 部）提出（書式任意）
建築基準法施行規則に基づく国土交通省告示第 2 8 2 号、第 2 8 5 号及び第 7 2 3 号の定期調査項目の点検結果が確認できる内容とする。

また、点検等の結果、修繕等を要する箇所を発見した場合、点検結果報告書にその旨を記載し、要修繕箇所の写真を添付するものとする。

ウ 消防点検

点検結果報告書（前期、後期それぞれ２部）提出（消防庁告示９号及びに第１４号に規定する様式）

また、点検等の結果、修繕を要する箇所を発見した場合、点検結果報告書にその旨を記載し、要修繕箇所の写真を添付するものとする。

５ 資格

本業務を実施する者は、履行内容に必要な資格等を保有している下記の者とする。

- （１）１級建築士若しくは２級建築士、特定建築物調査員資格者証の交付を受けている者（上記４（１）ア）
- （２）１級建築士若しくは２級建築士、建築設備検査員資格者証の交付を受けている者（上記４（１）イ）
- （３）１級建築士若しくは２級建築士、防火設備検査員資格者証の交付を受けている者（上記４（１）ウ）
- （４）消防設備士免状又は消防設備点検資格者免状の交付を受けている者（上記４（２））

６ 一般事項

- （１）受注者は、実施体制、実施工程、業務責任者氏名、点検実施者氏名、点検実施者が有する資格者証の写し等、その他必要な事項を総合的にまとめた業務計画書を作成のうえ、発注者の承諾を受けること。

- （２）受注者の負担の範囲

点検に必要な工具、計測機器等の機材は、設備機器に付属して設置されているものを除き、受注者の負担とする。

その他費用負担が不明確なものについては、発注者と協議の上決定するものとする。

- （３）業務の実施

業務の実施にあたっては、既存設備又は他の物品等に損害を及ぼさないよう注意し、万一損害を与えた場合は直ちに発注者に報告し、その指示に従い修復する。

また、これにかかる費用は全て受注者の負担とする。

- （４）関係法令等の遵守

業務の実施に当たり、適用を受ける関係法令等を遵守し、業務の円滑な遂行を図る。

(5) 本仕様書に定めのない事項

本仕様書に定めのない事項または疑義がある場合については、発注者と協議するものとする。

(6) 守秘義務

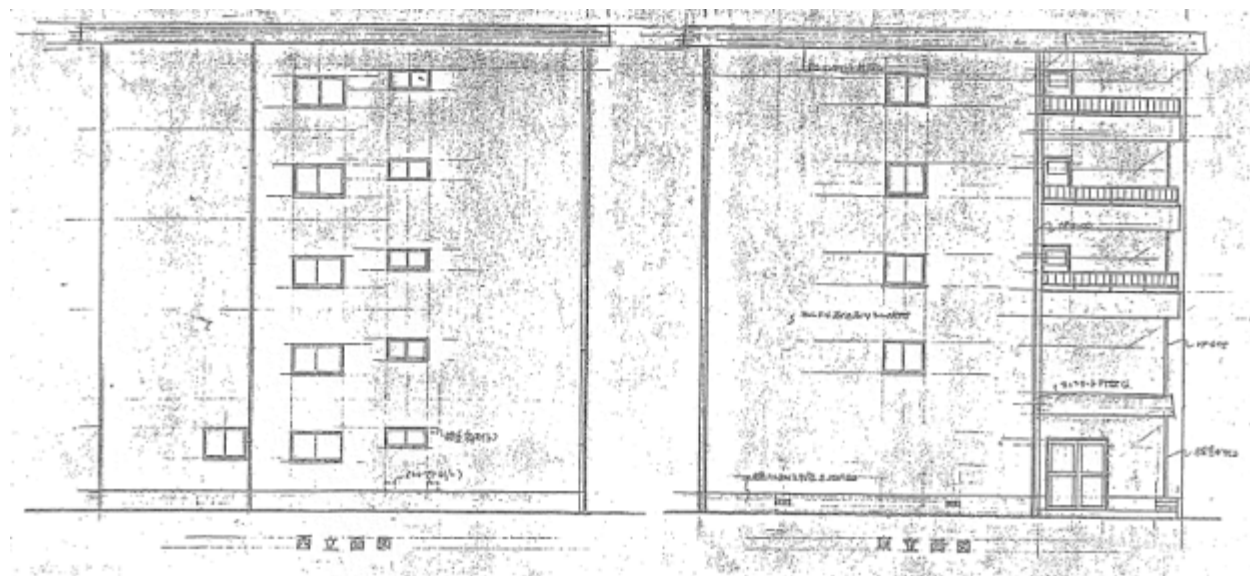
本業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏洩してはならない。

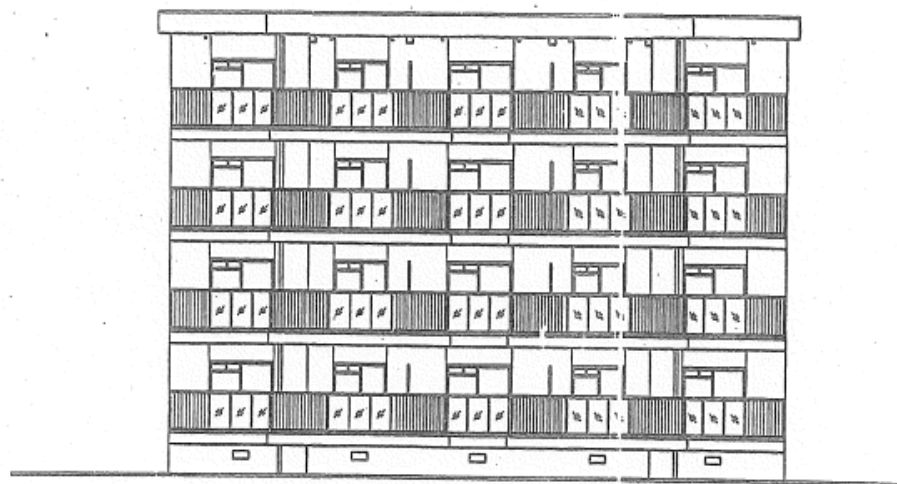
7 添付書類

- ・別紙
- ・別図 1 ～ 6

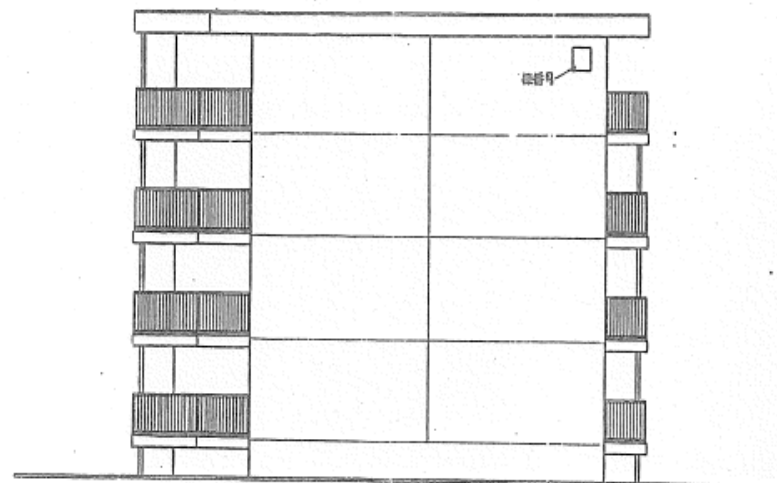
履行場所等一覧

建 物 名	受注者決定後、通知するものとする		
所 在 地	兵庫県尼崎市内（詳細は受注者決定後、通知するものとする）		
構 造	R C 造 4 階建		
建築面積	1 8 5 . 4 3 m ²		
延床面積	7 4 1 . 7 2 m ²		
用 途	世帯用宿舎（8 戸）・単身用宿舎（4 戸） （各戸にバス・トイレあり）		
昇 降 機	なし		
自転車置き場	1 9 . 0 0 m ²		
消火器具	粉末ABC消火器 10型 8本（各階廊下）		
非常警報複合装置	露出型 4台（各階廊下）		
避難器具	誘導避難口 12箇所 2階(各室2箇所) 2 0 1 号室、2 0 3 号室 3階(各室2箇所) 3 0 1 号室、3 0 3 号室 4階(各室2箇所) 4 0 1 号室、4 0 3 号室		
特定防火設備 (常時閉鎖式扉)	1階(各室1箇所) 1 0 1 号室、1 0 2 号室、1 0 3 号室 2階(各室1箇所) 2 0 1 号室、2 0 2 号室、2 0 3 号室 1階(各室2箇所) 3 0 1 号室、3 0 2 号室、3 0 3 号室 1階(各室3箇所) 4 0 1 号室、4 0 2 号室、4 0 3 号室		

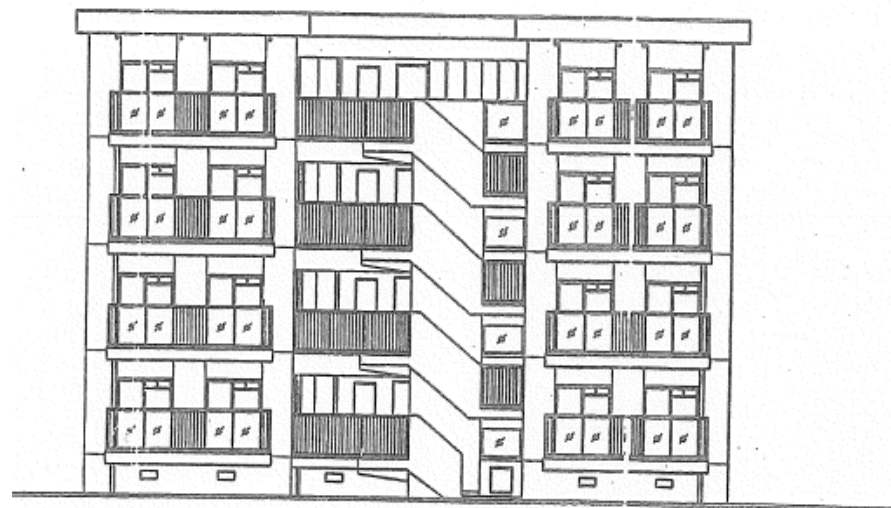




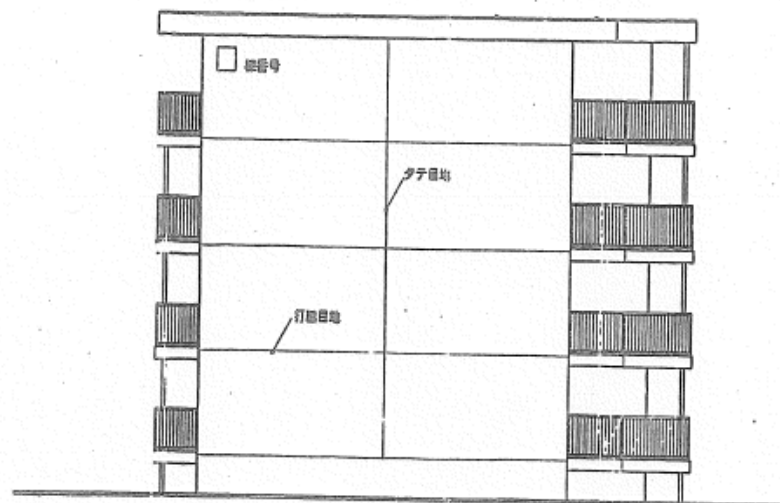
南立面図 1:100



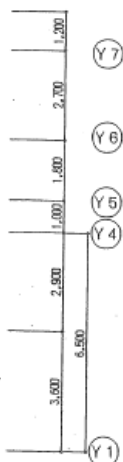
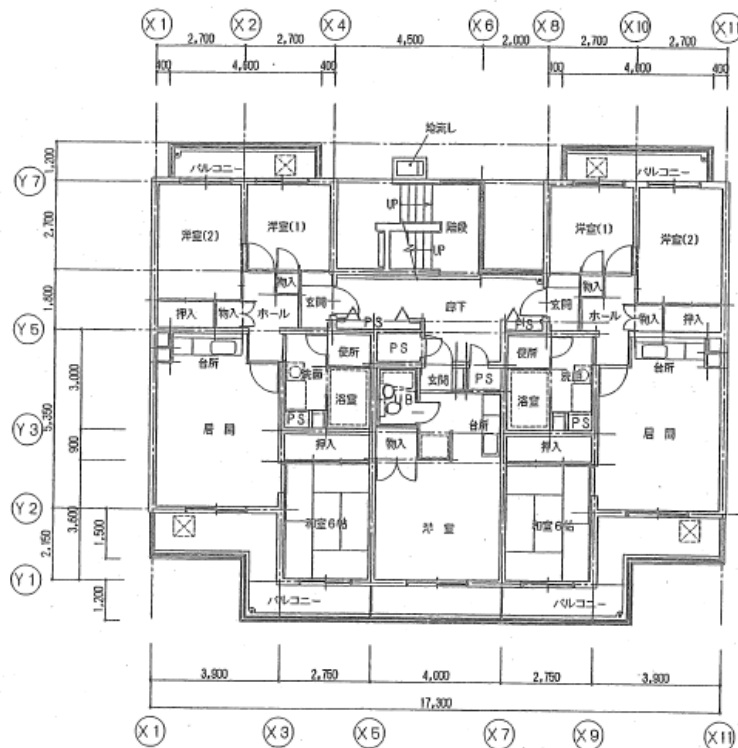
東立面図 1:100



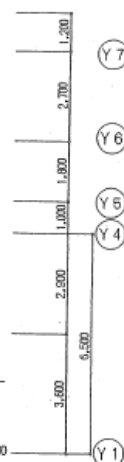
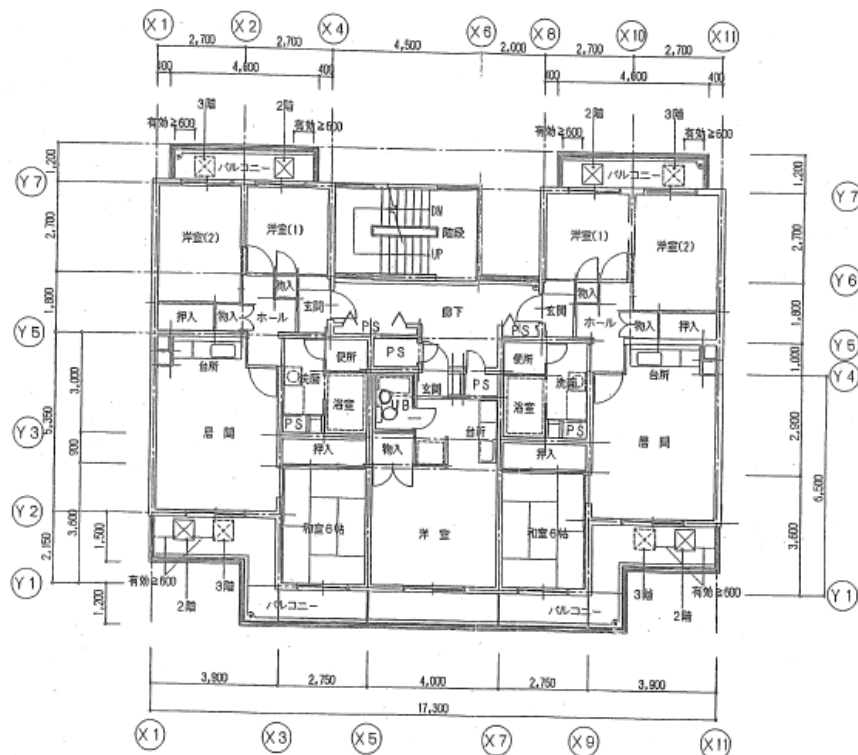
北立面图 1:100



西立面图 1:100

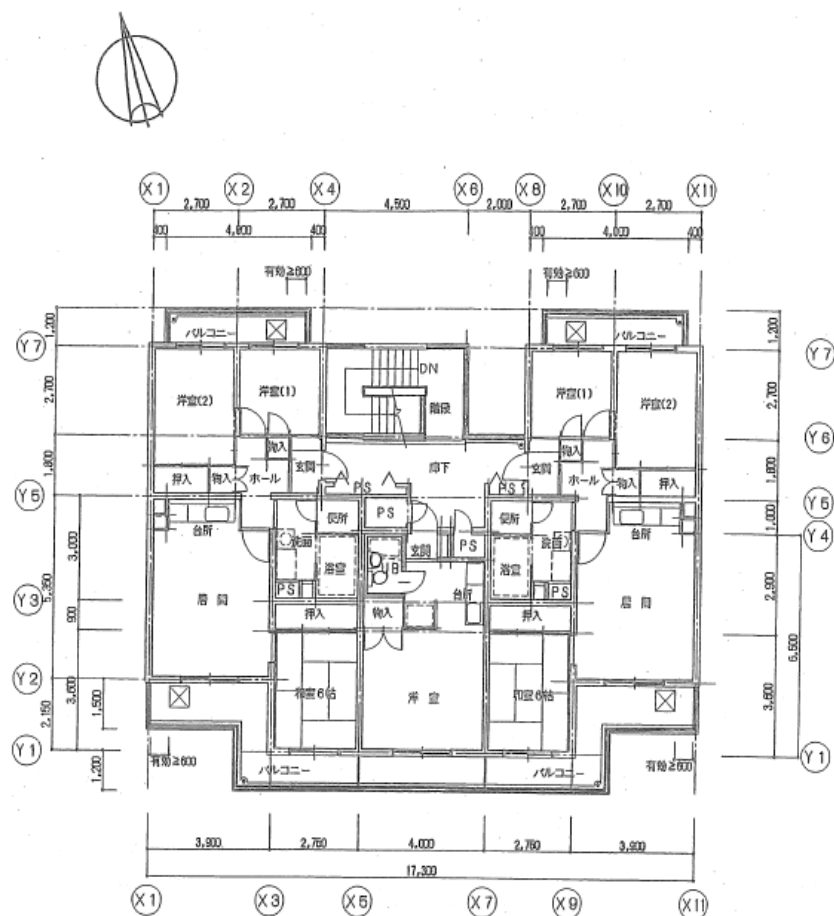


□□ 防煙階段口を示す

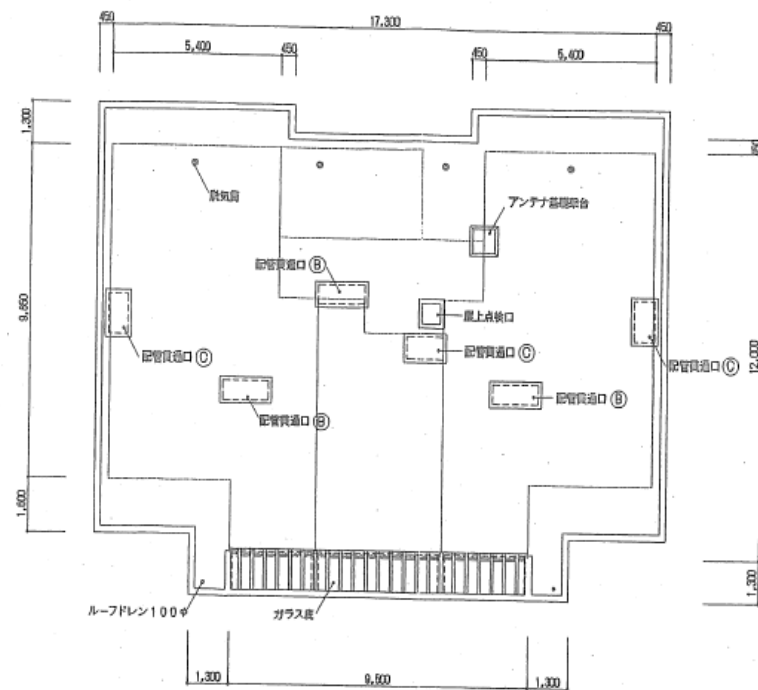


部 品 名	材 質 規 格	数 量
防 煙 階 段	17,300×9,850×9,500(2,150×6,000,300×2+3,000,000×2+0,500,000,300)	201.00㎡
防 煙 階 段	1 F (5,400×4,500×2+0,050×5,350×2+1,250×2,150×2+4,000×7,500+4,500×2,700+0,500×1,500)	185.43㎡
	2 F (5,400×4,500×2+0,050×5,350×2+1,250×2,150×2+4,000×7,500+4,500×2,700+0,500×1,500)	185.43㎡
	3 F (5,400×4,500×2+0,050×5,350×2+1,250×2,150×2+4,000×7,500+4,500×2,700+0,500×1,500)	185.43㎡
計	(5,400×4,500×2+0,050×5,350×2+1,250×2,150×2+4,000×7,500+4,500×2,700+0,500×1,500)	741.72㎡

3LK	1K	3LK
3LK	1K	3LK
3LK	1K	3LK
3LK	1K	3LK



⊗ 非常出入口を示す



屋上面に設備等を 与0.0m2に1カ所設ける
計 4カ所